

国内プログラムの日帰り・宿泊行事保険のまとめ

	CISV 旅行・賠償責任保険	普通傷害保険	国内旅行傷害保険	
強制/任意 加入区分	強 制	強 制	強 制	
適用範囲	全世界	日本国内	日本国内	
保険 適用者	行事参加者	日帰り行事参加者 (国籍不問)	宿泊行事参加者 (日本国内に住居を構えていること)	
保険期間	出発から帰宅まで	事前名簿提出時は出発から 帰宅まで、無しの場合は 集合から解散まで	出発から帰宅まで	
保険対象 事項	損害賠償金 争訟費用	外来の事故による死亡 およびけが	外来の事故による死亡 およびけが 賠償責任	
補償限度額	対人・対物1事故につき 100 万ポンド	死亡・後遺障害: 100 万円 入院日額: 3,000 円 通院日額: 2,000 円 (限度あり) (見舞金・弔慰金として)	死亡・後遺障害: 635 万円 入院日額: 3,000 円 通院日額: 2,000 円 (限度あり) 賠償責任 3000 万円	
クレーム	Crisis 社に直接連絡	日本協会事務局を通して、保険代 理店の(株)かたばみに連絡	日本協会を通して、保険代理店の(株)かたばみに連 絡	
保険料	25.20 ポンド/1 名	24,000 円/年間 延べ 1,500 人見込	298 円/1 名/1 泊 2 日まで 359 円/1 名/3 泊 4 日まで 421 円/1 名/6 泊 7 日まで 587 円/1 名/13 泊 14 日まで 966 円/1 名/1 か月まで	延べ 500 人見込 179,500 円/年間
保険会社 (代理店)	CISV International Insurance Company	三井住友海上火災 (株)かたばみ	三井住友海上火災 (株)かたばみ	
保険申込		日本協会が年度始めに暫定人数 で申込	日本協会が年度始めに暫定人数で申込	
保険料負担	国際プログラム参加時負担済	日本協会負担	個人負担 (宿泊行事参加費に含める)	日本協会負担
保険料の支払		日本協会が年度始めに 暫定人数にて支払、 年度末に精算	日本協会が年度始めに暫定人数分にて 支払し、年度末に精算する 個人負担分は主催部門・支部が参加費に 含めて集め日本協会に支払する	

※日本の法律で日本の居住者は日本の保険会社の保険からでないとい保険料が支払われないとされているため、CISV 旅行保
 険・賠償責任保険は、国内プログラムの派遣者では CISV 保険は利用しない。

※**日本国外に居住の者**(国籍を問わず)には、上記の国内旅行傷害保険及び普通傷害保険は適用されないため、国内プログ
 ラムに参加する際には、参加者個人の旅行傷害保険での加入を依頼すること。